

内秘書院モンゴル文檔案にみる 17世紀アムド東部のゲルク派諸寺院と清朝

池尻 陽子

Early contacts between the Gelug monasteries in eastern Amdo and the Qing dynasty
from the perspective of
Čing ulus-un dotuyadu narin bicig-un yamun-u mongyul dangsa

IKEJIRI Yoko

Abstract : In 1653, which was the tenth year of the reign of Emperor Shun-zhi (順治 1638-1661, r. 1643-1661), the fifth Dalai Lama, Ngag-dbang-blo-bzang-rgya-mtsho (1617-1682), who was the highest-ranking monk of the Gelug School, visited Beijing (北京), the new capital of the Qing dynasty (清朝). Many previous studies have considered that visit to be a highly significant landmark event for the early relationship between Tibet and the Qing dynasty. However, what is not generally known is that numerous Tibetan monks of the Gelug monasteries in the eastern Amdo area also visited Beijing immediately before and after that event. We do not know why these monks from the border area between Tibet and China tried to contact the Qing dynasty at the same time when the central government of Tibet (Dga'-ldan-pho-brang) and the Qing dynasty were building their official relationship.

This study describes the characteristics of the Tibetan monks who visited the Qing dynasty at that time to clarify the background of these early contacts between the Gelug monasteries and the Qing dynasty. The main investigative sources are the followings: [1] the Mongolian primary source documents of *Čing ulus-un dotuyadu narin bicig-un yamun-u mongyul dangsa* (内秘書院蒙古文檔案), [2] Tibetan history books on Amdo, and [3] biographies of Tibetan Buddhist monks.

By analysing these documents, this study extracts information on a Tibetan Buddhist network formed by eastern Amdo monks called bSam-lo-pa, which was the main driving force of the early Tibet-Qing relationship during the 17th century and a bridge of great dimensions to the later period.

關鍵詞 : 内秘書院蒙古文檔案、安多東部、藏傳佛教寺院、薩木魯、清朝

Keywords : *Čing ulus-un dotuyadu narin bicig-un yamun-u mongyul dangsa*, eastern part of Amdo, Gelug monasteries, bSam-blo-pa, early Tibet-Qing relationship

1 はじめに

順治帝（1638-1661、在位 1643-1661）の治世10年目を迎えようとしていた順治9年12月、清朝の京師北京をチベット仏教ゲルク派の高僧ダライ＝ラマ五世（Tib. ngag dbang blo bzang rgya mtsho 1617-1682）が来訪した。これは、先帝ホンタイジ（Man. hong taiji 1592-1643、在位 1626-1643）の時代、清朝がまだ遼東を拠点としていた頃から続けてきた招請活動が実を結んだもので、最初期の清・チベット関係の画期をなす出来事として注目されてきた¹。一方、この出来事の前後、チベット東北部、いわゆるアムド（Tib. a mdo）地方の東端から、複数のゲルク派寺院からなる使節団が清朝を来訪していることはあまり知られていない。中央チベットに覇を唱えたゲルク派政権の中枢と清朝が関係を構築する傍らで、チベットと漢地の境界にあったチベット僧たちは、この時期になぜ、どのようにして清朝と関わっていたのであろうか。本稿では、『清内秘書院蒙古文檔案匯編』（Mon. čing ulus-un dotuγadu narin bicig-un yamun-u mongγul dangsa ebkemel-un emkidgel、以下『内秘書院檔』と略記）に収録されている清朝順治年間（1644-1661）におけるアムド東部ゲルク派諸寺院への詔勅を手掛かりとして、この時期に訪清した寺院グループの特徴を明らかにし、最初期の清朝とアムド東部寺院勢力との関係及びその歴史的役割を考察する。

『内秘書院檔』は、中国第一歴史檔案館が所蔵する「内秘書院檔」と呼ばれるモンゴル文で書かれた檔冊を、呉元豊・サ＝ナラスン・チメトドルジらが主編となって整理し、2003年に内蒙古人民出版社から影印にて刊行した史料集である²。内秘書院（Man. narhūn bithe i yamun）とは、天聰10（1636）年から康熙9（1670）年まで存在した皇帝の秘書機関である内三院（Man. bithe i ilan yamun）の一つで、主に外交文書や詔勅、祭文の起草及び記録などの職掌を担った³。そのため『内秘書院檔』には崇徳（1636-1643）から康熙（1662-1720）初期にかけて清朝とモンゴル・チベットとの間で交わされた往来文書の写しが多数収録されているのである。岡（2007：189）の「今後この史料集を踏まえることなし

¹ 関連する研究は枚挙に遑がないが、清・チベット関係最初期の重大事件として経緯をまとめた鈴木 1970：1-35、Ahmad 1970：166-193、清朝政権のチベット政策の視点から論じた郭 2000、ダライ＝ラマ五世によるゲルク派布教ツアーとしての歴史的意義を論じた石濱 2001：71-142、Sperling 2003、Tuttle 2006などがある。

² 本史料集の概要については岡 2007、達力扎布 2010を参照。

³ 内秘書院を含む内三院について、詳しくは宮崎 1991：296-302、磯部 2016：47-67を参照。

に、この時期のモンゴル史研究はありえないと言っても過言ではない」との評は、17世紀の清-チベット関係史研究にとっても同様である。この分野においていち早く『内秘書院檔』所収チベット関係文書を活用した研究として、石濱の業績がある(石濱 1998・2001: 143-225)。石濱は中国第一歴史檔案館所蔵のモンゴル文檔案冊「蒙文老檔」⁴(後にその大部分が『内秘書院檔』に採録され出版された)所収のチベット関連書簡の分析を行った。17世紀のモンゴル・チベット・清朝の三者関係の基層理念を明らかにした一連の研究は、「チベット仏教世界」の語を広く認知せしめた画期的研究成果として知られる。ただし、石濱が分析対象とした「チベット関連書簡」はあくまでも中央チベットに関するものに限られ、本稿が扱うアムド東部寺院への詔勅は含まれていない。管見の限り、その後今日に至るまで『内秘書院檔』のアムド東部寺院関連檔案を詳細に分析する研究は見られない。

しかしながら、アムド東部寺院そのものへの注目は近年ますます高まりつつある。特に、この地域の寺院と在地有力氏族との結びつきに注目し、その在地勢力としての消長を具に論じるもの⁵、また、明・清王朝やモンゴル、オイラトなど外部諸勢力とアムド寺院勢力との関わりを碑文や檔案など一次資料を積極的に利用して分析する研究も顕著に進んでいる⁶。しかしそうした中においても、17世紀中葉の状況を取り上げ論じるものは決して多くない。そしてこの時代がクンブン(Tib. sku 'bum byams pa ling)やグンルン(Tib. dgon lung byams pa ling)といったアムドの大僧院の繁栄の黎明期として位置づけられる一方、本稿が取り上げるアムド東部寺院群については、それら大僧院に圧倒され凋落の一途を辿るものとして描かれる傾向にある。

以上の研究動向に鑑み、本稿では『内秘書院檔』所収のアムド東部寺院関連モンゴル文詔勅群を手掛かりに、17世紀におけるアムド東部寺院と清朝の繋がりを寺院ネットワークの観点から分析し、その歴史的役割を再考してみたい。本稿で取り上げるアムド東部寺院と清朝との交渉に関しては、『世祖実録』⁷及

⁴ 「蒙文老檔」の名は、1996年12月13日に日本大学で開催されたシンポジウム「清朝史料の世界」において成崇徳が行った口頭発表において使用された(楠木 1997、石濱 2001: 155-156注1)。また、『清初五世達賴喇嘛檔案史料選編』(中国蔵学出版社、2000)においても、『内秘書院檔』所収文書と同一内容の文書の典拠について「蒙文老檔」と記載されている。その後2003年に檔案史料集として出版する際に「内秘書院檔」と改称されたものと推測される。

⁵ Sperling 1997・2001、伴 2006など。

⁶ 孔 2015、Oidtmann 2016、伴 2016、岩田 2018など。

⁷ 主に『清実録』第3冊(中華書局、1985)所収の乾隆重修本を使用。

び乾隆『大清会典則例』(以下『会典則例』と略記)⁸等の編纂史料にも断片的ではあるが記録があり、概ね「明時に給する所の勅書を繳し」「均しく換給を準す」などと記されている。すなわち、寺院側が「明代の朝貢関係」の継続を求め、清朝がそれを承認したために発せられた詔勅といえる。石濱が「朝貢」や「冊封」とは異なる文脈で清朝と中央チベットが関係を築こうとしていた点に光を当て、これらいわば明代の延長にある一連の記事を検討対象としなかった所以はここにある。このように、一見中央チベット(ガンデン=ポタン政権)と清朝との関係構築とは無関係にみえるこれら寺院の「入貢」ではあるが、しかし本稿では全く同時期に進められたもう一つの「清・チベット関係」としてあえて取り上げることで、本当に明代の延長でしかないのか、或いはこれまで見落とされてきた別の側面を見出しうるのかを検討していきたい。

2 『内秘書院檔』にみるアムド寺院勢力の清朝入貢

2.1 順治年間におけるアムド寺院勢力の入貢状況

下の表1は、石濱(2001:144-149)の表に含まれていない『内秘書院檔』中のチベット僧または寺院に関する詔勅を列挙したものである。詳細は後述するが、これらはほとんどがアムド東部地域の寺院に関係している。なお、『内秘書院檔』は基本的にモンゴル文で書かれているが、漢語またはチベット語を音写する場合に有圈点満洲文字の書法を用いて記されていることがある。以下、文書内において明らかに満洲文で綴られている語を引用する場合には、メレンドルフ式ローマナイズによって示した。また、チベット僧の名や称号名について、モンゴル文(或いは満洲文)の表記から筆者が復元したチベット語ローマナイズ或いは漢語を表中の丸括弧内に示した。

表1からは、順治7年、8年、そして10年に特に集中して詔勅が出されている状況が見て取れるが、以下にそれぞれの被授与者と所属寺院を比定しながら特徴を分析していく。

2.2 順治7年・8年：弘化寺グループの入貢

まず、表1の通番号1-9はいずれも順治7年8月28日に出された詔勅である。これらの詔勅を受けた僧たちについて、『会典則例』(Vol.142:88a-b)には

⁸ 『文淵閣四庫全書』(商務印書館)所収の『欽定大清会典則例』(乾隆28年)を使用。

表1 『内秘書院檔』中の順治年間におけるアムドチベット寺院勢力への詔勅

	(順治) 年月日	被授与者	内容	『内秘書院檔』出典 (巻:頁)	備考
1	7年8月28日	pūn suʻ jamsu (< phun tshogs rgya mtsho)	封号「kuwan ting kūng šan si tiyan fu dz da kuwa sy (<灌頂 弘善西天仏子大國師)」	vol.3 : 148-149	—
2	7年8月28日	prilai jamsu (< 'phrin las rgya mtsho)	封号「jing siu jieī ting gūwe sy (<淨修戒頂國師)」	vol.3 : 149-150	—
3	7年8月28日	sirab jamsu (< shes rab rgya mtsho)	封号「kuwan ting jing siu kuwang hūi kuwa sy (<灌頂淨 修広恵國師)」	vol.3 : 150	—
4	7年8月28日	smo lam donrub (< smon lam don grub)	封号「du g'ang (<都綱)」	vol.3 : 151	『世祖実録』 (Vol. 49 : 6a)
5	7年8月28日	qan jam ba (< 'jam pa)	封号「guwe sy (<國師)」	vol.3 : 152	『会典則例』 (Vol. 142 : 88a-b) 総理國師韓禪巴
6	7年8月28日	donrub udsar (< don grub 'od zer)	封号「kuwang šan can sy (<広 善禪師)」	vol.3 : 152-153	—
7	7年8月28日	jin ba (< sbyin pa)	封号「kuwang ting jing siu jiyei ting guwe sy (<灌頂淨修戒頂 國師)」	vol.3 : 153-154	—
8	7年8月28日	sirab sengge (< shes rab seng ge)	封号「ts'ung siu can sy (<宗修 禪師)」	vol.3 : 154-156	—
9	7年8月28日	grapa rasii (< grags pa bkra shis)	封号「joo can sy (<昭禪師)」	vol.3 : 156	—
10	8年閏2月26日	danba jamsu (< bstan pa rgya mtsho)	封号「miyoo šan kuwang ji kuwang ding dai gūsi (<妙善広 濟大國師)」	vol.3 : 234	『世祖実録』 (Vol. 54 : 6a) 『会典則例』 (Vol. 142 : 88b)
11	8年閏2月26日	norbu jamsu (< nor bu rgya mtsho)	封号「pu ing čan sy (<普応禪 師)」	vol.3 : 235	『世祖実録』 (Vol. 54 : 6a) 『会典則例』 (Vol. 142 : 88b)
12	8年閏2月26日	qūng quwa siyan čing ene qoyar sum-e (<弘化・顯慶両寺)	両寺の寺領保護	vol.3 : 236-239	『世祖実録』 (Vol. 54 : 6a)
13	10年2月29日	yandzubalingjen (< byang chub rin chen)	封号「du g'ang (<都綱)」	vol.4 : 34-35	『世祖実録』 (Vol. 73 : 4a)、 『会典則例』 (Vol. 142 : 88b) 紅山堡報恩寺
14	10年閏6月23日	si na-yin banjur punsuʻ (< zi na dpal 'byor phun tshogs)	封号「toduraqai gegen ariγun uqayatu gūsi (<通慧淨覚國師)」	vol.4 : 55-57	『世祖実録』 (Vol. 76 : 12a)、 『会典則例』 (Vol. 142 : 90b) 西納演教寺

15	10年9月22日	gung g'o dan jing (< kun dga' bstan 'dzin)	封号「guwan ding jing jiyoo hūng ji da guwe sy (<灌頂淨覺 弘濟大國師)」 ⁹	vol.4 : 61	『世祖実録』 (Vol. 78 : 7b)、 『会典則例』 (Vol. 142 : 88b-89a) 瞿曇寺
16	10年9月22日	banjur jamsu (< dpal 'byor rgya mtsho)	封号「jin sa iu šan guwe sy (<淨慈優善國師)」	vol.4 : 63-64	『会典則例』 (Vol. 142 : 89a-b) 淨覺寺
17	10年9月22日	dza si kuwan jor (< bkra shis dpal 'byor)	封号「guwan ding kuwang ji kūng šan guwe sy (<灌頂広濟 弘善國師)」	vol.4 : 64-65	『会典則例』 (Vol. 142 : 88b-89a) 瞿曇寺
18	10年9月22日	jang še la pung su (< shes rab phun tshogs)	封号「guwangji kūng siu guwe sy (<灌頂広濟弘修國師)」	vol.4 : 65-66	『会典則例』 (Vol. 142 : 90a) 延壽寺
19	10年9月22日	še la so nan (< shes rab bsod nams)	封号「miyoo šeng koi ji guwan ding da guwe sy (<妙勝慧智灌 頂大國師)」	vol.4 : 66-68	『会典則例』 (Vol. 142 : 89a) 淨寧菩提寺
20	10年9月22日	lo dzang la dan (< blo bzang rab brtan)	封号「fu jiyoo can sy (<輔教 禪師)」	vol.4 : 68-69	『会典則例』 (Vol. 142 : 90a-b) 吉祥寺
21	10年9月22日	danjin jamsu (< bstan 'dzin rgya mtsho)	封号「miyoo šan tung koi guwe sy (<妙善通慧國師)」	vol.4 : 69-70	『会典則例』 (Vol. 142 : 90a) 普法寺
22	10年9月22日	ji siyang sy sūm_e (<吉祥寺)	寺領保護	vol.4 : 70-73	—
23	10年9月22日	jing jiyoo sy sūm_e (<淨覺寺)	寺領保護	vol.4 : 73-76	—
24	10年9月22日	čioi tan sy sūm_e (<瞿曇寺)	寺領保護	vol.4 : 76-80	—
25	10年9月22日	pu fa sy sūm_e (<普法寺)	寺領保護	vol.4 : 80-83	—
26	10年9月22日	yan siu sy sūm_e (<延壽寺)	寺領保護	vol.4 : 83-85	—
27	10年9月22日	jing ning puti sy sūm_e (<靜寧菩提寺)	寺領保護	vol.4 : 86-89	—
28	10年9月22日	dza sy ba dong ju (< grags pa don grub)	封号「kong šan yan jiyoo kuwe sy (<弘善演教國師)」	vol.4 : 89-90	『会典則例』 (Vol. 142 : 89b) 慈利寺
29	10年9月22日	dza si kuwan jor (< bkra shis dpal 'byor)	冊印授与	vol.4 : 91-92	『会典則例』 (Vol. 142 : 88b-89a) 瞿曇寺

⁹ 『内秘書院檔』では称号の内容を記しているはずの頁が欠落しているが、ここではNo.24詔勅に記されているクンガー＝テンジンの称号を示した。

30	10年9月22日	sam tan donjuk lama (< bsam gtan don grub)	冊印授与	vol.4 : 92-93	『世祖実録』 (Vol. 78 : 4a)、 『会典則例』 (Vol. 142 : 90b) 端巖寺
31	10年9月22日	dan ba še la lam_a (< bstan pa shes rab)	冊印授与	vol.4 : 93-94	『会典則例』 (Vol. 142 : 89b) 浄覚寺
32	10年9月22日	dza si jamsu (< bkra shis rgya mtsho)	冊印授与	vol.4 : 94-95	『会典則例』 (Vol. 142 : 89b) 浄覚寺
33	10年9月22日	moo su nan kün_g k_e (< mao bsod nams kun dga')	封号「miyoo šang can sy (<妙善禪師)」	vol.4 : 95-96	『会典則例』 (Vol. 142 : 89b-90a) 慈利寺
34	10年9月22日	ling jen jiyān dzan lam_a (< rin chen rgyal mtshan)	冊印授与	vol.4 : 96-97	『会典則例』 (Vol. 142 : 89a-b) 浄覚寺
35	10年9月22日	dza sy o jur (< bkra shis 'od zer)	封号「du g'ang (<都綱)」	vol.4 : 97-98	『会典則例』 (Vol. 142 : 88b-89a) 瞿曇寺
36	10年9月22日	ge la jamsu (< rgyal rabs? rgya mtsho)	冊印授与	vol.4 : 98-99	『会典則例』 (Vol. 142 : 90b) 伊爾結寺
37	10年9月22日	gung k'o dan jing (< kun dga' bstan 'dzin)	誥命	vol.4 : 99-100	『会典則例』 (Vol. 142 : 88b-89a) 瞿曇寺
38	10年9月22日	sonom baldan lam_a (< bsod nams dpal ldan)	冊印授与	vol.4 : 101	『会典則例』 (Vol. 142 : 90a) 普法寺

「順治七年題準。河州宏化等寺総理国師韓禪巴、遣徒して明時に給する所の勅書一道、銅印一顆を繳す。均しく換給を準す」とある。文中の「総理国師韓禪巴」は表1、通番号5番のハン＝ジャンパ¹⁰ (Mon. qan jam ba < Tib. 'jam pa)¹¹であろう。ここから彼が河州弘化寺 (Tib. mdzo mo mkhar) の僧であり、明代に授かった国師号の換給を求めて使者を派遣してきたことが分かる。なお、この年の封号について、編纂史料から被授与者・所属寺院・称号名が判明するのはこの1件のみである。

弘化寺は、15世紀半ば、アムド東部の現青海省民和回族自治州転導郷内に、該地で客死したゲルク派の大慈法王シャーキャ＝イエシェー (Tib. sha' kya ye

¹⁰ 本稿では便宜上、チベット僧の名をカタカナ表記する場合は、筆者がモンゴル語から復元したチベット語表記の音に基づき記すこととする。

¹¹ 孔 (2015 : 862) は 'jam dpal と復元している。

shes -1435?) を顕彰するため、明の英宗の勅許を得て建立されたという（佐藤 1986：203-204）。ゲルク派寺院としての弘化寺とその明代における機能・役割については乙坂の専論があり、要塞としての重要性や在地チベット勢力の拠点としての性格などが明らかにされている（乙坂 1991）。乙坂によると、弘化寺には張姓を持つ在地チベット氏族出身僧が世襲国師として清代に至るまで住持していたというが、弘化寺僧ジャンパには「韓」姓が付されている。道光『循化庁志』や康熙『河州誌』を見ると、河州にある弘化寺、馬營寺、そして永昌寺の3寺において、それぞれ張・趙・韓の姓を持つ氏族が世襲国師（または禅師）を出し、土司の如く寺領を支配していた様子が記されている¹²。3寺の関係は密接で、乙坂も紹介するように、雍正4年（1726）に河州衛永昌寺所属の世襲国師「韓旦令札矢」という韓姓の人物が弘化寺の世襲国師「張洛住堅錯」と共に呈文を上せた記事が前掲の『循化庁志』及び『河州誌』にみられる¹³。ジャンパが永昌寺の韓氏といかなる関係にあるのかは不明であるが、『内秘書院檔』順治7年8月28日付の一連の詔勅の中で、ジャンパに与えられたものの中に「域外の民を交易させよ（yadaγ-a-du irgen-i oldoju qudaldū qudaldūγul）」「領地を管理せよ（yajar usun-iyān qadaγala）」などの文言がみられるところに、その在地有力者としての特別な立場を垣間みることができる。

さて同日付詔勅のその他の被授与者を見ると、1番のプンツォク＝ギャンツォ（Mon. pūn suγ jamsu < Tib. phun tshogs rgya mtsho）は「kuwan ting kūng śan si tiyan fu dz da kuwa sy」という称号を賜与されている。これは明代にシャーキャ＝イエシェーが受けた称号「妙覺円通慧慈普応輔国顕教灌頂弘善西天仏子大国師」の後半部分（下線部）を満洲文で音写したものであろう¹⁴。シャーキャ＝イエシェーと弘化寺の所縁については既に述べた通りであり、ジャンパと同日に封号されたこのプンツォク＝ギャンツォも弘化寺の所属か、少なくとも関係の深い人物であることは疑いない。

また、4番のムンラム＝トゥンドゥブ（Mon. smō lam donrub < Tib. smon lam don grub）は「ウ・ツァンの闡化王の都綱（u sy dzang-yin cang hūwa wang-un du g'ang）」と記されている。『世祖実録』順治7年6月甲辰（22日）条に「烏斯蔵闡化王遣使進貢方物。宴賚如例」（Vol. 49：6a）との記述があるが、この使者がムンラ

¹² 康熙『河州誌』巻2、道光『循化庁志』巻4。

¹³ 乙坂 1991：45-46。また、河州韓氏に関しては孔（2015：862）が明初の動向について言及している。

¹⁴ 『明太宗実録』永樂13年4月庚午条（Vol. 163：1a）。

ム＝トゥンドゥブということになろう。闡化王とは、明朝がパクモドゥ＝カギユ派に授与した称号であるが、この時代パクモドゥパはゲルク派の勢力下であり、闡化王印はゲルク派の摂政ソナム＝ラプテン (Tib. bsod nams rab brtan 1595-1658) の手中にあった (佐藤 1986: 379-381)。Ahmad (1970: 188-190) が『世祖実録』などを用いて詳しく紹介しているように、摂政ソナム＝ラプテンはこの印を使って闡化王名義での清朝への入貢を繰返していたが、後の順治14年 (1657) ついに清朝側に事態が発覚する。その際に順治帝がダライ＝ラマ五世に宛てて事の次第を問い質した文書が『内秘書院檔』にも収録されているが、その文中で「闡化王」を騙る者が「アムド地方の人 (antao ʧajar-un kümün)」を使者に立てて清朝に派遣していたと述べられている¹⁵。いま『内秘書院檔』によって「河州弘化等寺」の僧たちと同時に「闡化王の使者」も受封していることが判明したのであり、摂政ソナム＝ラプテンが「闡化王の使者」として派遣していた「アムド地方の人」に、弘化寺僧が含まれていたことは疑いないであろう。この闡化王の入貢問題と弘化寺に関しては本稿でこれ以上論じる紙幅がなく、詳細な検討は別稿に譲りたい。

同日封号されたその他の人物に関しては、現段階で所属寺院を比定することができなかった¹⁶。とはいえ、表1: 1-9は同年同月日に発せられている点から一団の使節団として認識されていたことが伺え、『会典則例』等編纂史料でも「河州弘化等寺」とまとめられていることから、現段階では暫定的に弘化寺グループとして分類しておきたい。

次いで順治8年閏2月26日には2名のチベット僧が受封しているが、表1: 10番は顕慶寺、11番は弘化寺僧であることが編纂史料から判明する¹⁷。続く12番の詔勅は両寺院の寺領保護を宣布する内容である。顕慶寺は弘化寺の下院であるので¹⁸、前年に続く弘化寺グループの入貢といえる。前回とは顔ぶれが異なるものの、弘化寺がたった半年で再び使節を派遣しているのは、或いはその間の順治7年12月に摂政王ドルゴン (Man. dorgon 1612-1650) が急死し順治帝による親政が開始されるという、清朝政権中枢の急変の報せに接しての行動で

¹⁵ 『内秘書院檔』(Vol. 5: 239-241)、『世祖実録』順治14年6月甲午(23日)条 (Vol. 110: 4b-5a)。

¹⁶ 8番のシェーラプ＝センゲが受けた「ts'ung siu can sy」の称号は、『循化庁志』巻6、寺院の項で永昌寺が保持する称号とされている「真修禪師」にやや似ている。「ts'ung」は「宗」などの字の方が音も近く、これを以てシェーラプ＝センゲを永昌寺と結びつけることは強引ではあるが、『内秘書院檔』の記録が書き誤りである可能性も考慮し注記しておく。

¹⁷ 『世祖実録』順治8年閏2月26日条 (Vol. 54: 6a)、『会典則例』(Vol. 142: 88b)。

¹⁸ 『循化庁志』巻6。

あったかもしれない。

2.3 順治10年入貢寺院について

順治10年は、まず2月29日と閏6月23日に1件ずつ詔勅が出されたのに続いて、9月22日付詔勅が24件も発布されていることが注目される(表1:15-38)。以下本項では、これらの詔勅を受けた僧と所属寺院について検討していく。

これらの入貢については、表1の備考欄にも示した通り、『会典則例』(Vol. 142:88a-90b)に受封者名と所属寺院が列挙されている。『会典則例』にみられる漢語の寺名と『内秘書院檔』のモンゴル文詔勅内容を照らし合わせた上で、各種地方志やチベットの仏教史文献¹⁹、及び甘肅・青海のチベット仏教寺院を網羅的に収録した蒲1990などから、17世紀に実在したとみられるチベット仏教寺院を比定したのが表2である。

表2-1 莊浪紅山堡報恩寺は清一代を通じて「都網」を継承している。明代からの関係継続のため、単独で入貢したものと思われる。『会典則例』では、続いて瞿曇寺以下8寺の僧たちへの封号を列挙した後、丸印(○)で区切って西納演教寺、更に丸印を挟んで端巖寺僧への勅書賜与を記し、順治10年入貢の全11寺院の記述を終えている。つまり『会典則例』では、『内秘書院檔』の詔勅の記載順と一致しない上、端巖寺僧サムテン=トゥンドゥブが単独で入貢したかのように記されているのである。これに関連して、同じ『会典則例』の貢納品と賞与品を記録した記事(Vol. 143:22a-24a)をみると、やはり同じ順序で列挙された上、「西寧瞿曇寺」、「西寧西納演教寺」、「河州端巖・弘化等寺」と表記されている。こうしたことから、少なくとも『会典則例』の記事が編まれた後代の清朝側の認識としては、端巖寺は「西寧瞿曇等寺」のグループとは見なされていなかったと考えられる。しかし『会典則例』はこれら寺院の入貢から90年以上を経て編纂されたものであり、当時の寺院同士の関係性を正しく反

¹⁹ 17世紀末にサンギェー=ギャンツォ(Tib. sangs rgyas rgya mtsho 1653-1705)が著した『黄瑠璃(bai d'u rya ser po'i me long)』(略称VS、本稿ではdga'ldan chos 'byung baid'urya ser po、中国蔵学出版社、1989を使用)、18世紀中頃にスンパ=ケンポ=イエーシェー=ペンジョル(Tib. sum pa mkhan po ye shes dpal 'byor 1704-1788)が著した『如意宝樹(dpag bsam ljon bzang)』(略称PJ、本稿では1908年カルカッタで刊行されたチャンドラ=ダスによる校訂本を使用)、19世紀にクンチョク=テンパ=ラプギェー(Tib. dkon mchog bstan pa rab rgyas 1801-1866)が著した『ドメー仏教史(mdo smad chos 'byung)』(略称DC、本稿ではムンラム=ギャンツォによる校訂本、甘肅民族出版社、1982を使用)など。

表2 『会典則例』にみられる入貢記録

	『会典則例』の表記	『内秘書院檔』日付	該当する寺院名：典拠
1	紅山堡報恩寺	10年2月29日	陝西莊浪保安寺
2	瞿曇寺	10年9月22日	gro tshang dgon pa: (VS: 339) (蒲1990: 48-52)
3	静寧菩提寺	10年9月22日	kha thi ka dgon: (VS: 341) (蒲1990: 35-37) 静寧寺：康熙『碾伯所志』
4	静覚寺	10年9月22日	mdo ba dgon dga' ldan chos 'khor gling: (DC: 178)、(蒲1990: 44) ²⁰
5	慈利寺	10年9月22日	khyis li zi sman chu' i dar rgyas ri khrod: (DC: 224) (蒲1990: 29) ²¹ 慈利寺：康熙『碾伯所志』
6	延寿寺	10年9月22日	krang kya dgon theg chen chos 'khor gling: (蒲1990: 33) ²² yen bshu: DC (178) 延寿寺：康熙『碾伯所志』
7	普法寺	10年9月22日	普法寺、'phags pa zi bkra shis chos 'khor gling: (蒲1990: 26-27)
8	吉祥寺	10年9月22日	skyid zhang dgon: (蒲1990: 46)
9	伊爾給寺	10年9月22日	冶爾吉寺：康熙『碾伯所志』9、(蒲1990: 46)
10	西納演教寺	10年閏6月23日	zi na bsam 'grub gling: (蒲1990: 151)
11	端巖寺	10年9月22日	thang ring dgon pa: (VS: 338-339) (蒲1990: 24-26) 湯爾源寺：『碾伯所志』9下

映しているかどうか疑問が残るため、他史料から検証する必要がある。

表1に示した通り、同時代史料である『内秘書院檔』では、端巖寺僧サムテン＝トウンドゥプは瞿曇寺僧らと同日に詔勅を授与されており、またその内容も互いに文言が酷似しているなど、寧ろ同一グループとして遇されていたよう

²⁰ 蒲(1990: 44)は「卧佛寺」の別名が「静覚寺」であり、そのチベット語名をドワ寺(mdo ba dgon dga' ldan chos 'khor gling)とする。これについて、DC(178)記載の元・明代に国師・禪師号を授与された寺院の中に「mdo ba」が含まれており、碾伯県内という立地においても矛盾がないことから、本稿ではこのドワ寺を順治年間入貢の静覚寺に比定した。但し各種地方志では「卧佛寺」と別に「静覚寺」の名があり、乾隆『西寧府新志』(Vol. 15: 9b)によるとそれぞれの立地は「卧佛寺は[碾伯]城の東南二百七十里」と「静覚寺は城の南二百八十里」である。どちらが問題の静覚寺に当たるのか、現段階では判断することができなかった。今後も検討を続けたい。

²¹ DC(224)には「マニバが火龍年に建立したといわれる(ma ni pas me 'brug la ttab ces bshad)」との記述がある。マニバは17世紀の人物であり、火龍年は1676年を指すであろう。しかし『明実録』などから明代に「西寧慈利寺」が入貢していたのは確かであり、この地方に他に該当するような寺院は見当たらない。恐らくDC(224)の記述は寺の「創建」ではなく、マニバが1677年に手がけたセルティ寺(Tib. ser dris dgon)と同様、他宗派からゲルク派への改宗もしくは寺の拡張などを指していると思われる。

²² 別名「張家寺」(蒲1990: 33)。なお蒲は同寺について光緒30年(1904)創建という伝承を紹介するが、「張家寺」の別名の通り張姓を有する人物が入貢していること、康熙『碾伯所志』に延寿寺の名があること、DC(178)に明代国師号を有していた寺院として「yen bshu<延寿」が挙げられていることなどから、蒲の紹介する延寿寺(張家寺)と清朝史料中の延寿寺は同一であり、その創建は明代まで遡るものと考えられる。

にみえる。一方で西納演教寺、すなわちシナ＝サンドゥプ寺 (Tib. zi na bsam 'grub gling)²³に対しては、詔勅発行の日付が3ヶ月先行する上、記されている内容についても称号が漢字の音写ではなくモンゴル語の意識であるなど特異であることから、瞿曇寺グループとは別に入貢し待遇されていることが明らかである。

次いで『世祖実録』(Vol. 78: 7b) 順治10年9月壬寅(10日)条を見ると、以下の記述がある。

壬寅、敕印を繳換し方物を進貢せし瞿曇等九寺国師公噶丹淨等及び端巖寺住持喇嘛三旦屯住等を礼部において宴す²⁴。

文中の「瞿曇等九寺」について、『会典則例』(Vol. 143: 22a-24a)に「瞿曇寺より伊爾結に至るまで八寺。慈利寺は国師禪師各自貢を為せば九寺と做称す」との説明がある。この通りであるとすれば、端巖寺を含まない8寺院を指し、慈利寺を二重に数えて「瞿曇等九寺」と呼称していたようである²⁵。このように、「瞿曇等九寺」とされる瞿曇寺グループと端巖寺は、同時に入貢し接待されていたことは確かであるものの、清朝側からやや区別して待遇されていた可能性があることが分かった。その理由について、以下に端巖寺がいかなる寺院であるかを比定した上で考察してみたい。

清代の地方志において「端巖寺」という名の寺院は管見の限り見当たらない。音の近いものでは、道光『循化厅志』に「端言寺。在端言族喇嘛三十六名」とある他、康熙『碾伯所志』等に「(所治南境) 湯爾源寺」という寺院の名がある。『循化厅志』の「端言寺」は同音であり、『会典則例』の「河州端巖寺」という記述とも一応矛盾がない。しかしこの寺院についてはDCなどのチベット語文献や蒲1990に該当する寺院の記事がなく、これ以上の情報がない。一方、『碾伯所志』の「湯爾源寺」はチベット名をタンリン寺 (Tib. thang ring dgon dga' ldan bshad sgrub gling) といい、17世紀初頭に建立されたゲルク派寺院として知られる。その立地は瞿曇寺グループと極めて近いだけでなく、静覚寺・普化寺・延寿寺はこの寺の末寺にあたる (蒲1990)²⁶。さらに、タンリン寺は瞿

²³ その歴史と明末までの動向については伴2016を参照。

²⁴ なお、本稿では主に乾隆重修本を用いているが、この記事について康熙初纂本(内閣文庫写本)の該当箇所も全くの同文であることを確認している。

²⁵ ただし、瞿曇寺が国師2名と都綱1名で入貢していたことを考えれば、国師・禪師が入貢しているからといって慈利寺を重複して数えるこの説明は奇妙にも思われる。

曇寺との所縁が深い。瞿曇寺はこの地方きっての名刹で、明の太祖洪武帝（1328-1398、在位 1368-1398）に供養されたカルマ派僧サンギェー＝タシ（Tib. sangs rgyas bkra shis、三刺）が礎を築き、代々明朝帝室の庇護のもと繁栄した²⁷。その後1452年にはゲルク派に改宗したというが（Tuttle 2012 : 133）、さらに後代の土羊年（1619）、ダライ＝ラマ三世ソナム＝ギャンツォ（Tib. bsod nams rgya mtsho 1543-1588）の昔日の授記に従い、別院であるドツァン寺（瞿曇寺のチベット名）タシデンカ（Tib. gro tshang dgon bkra shis gdengs ka、薬草台寺）を建立した（VS : 339）。この同じ年にパンチェン＝ラマー一世ロサン＝チューキ＝ギェンツェン（Tib. pañ chen blo bzang chos kyi rgyal mtshan 1570-1662）の命で建立されたのがタンリン寺であり、DC（180）には「この寺（タンリン寺）とドツァン寺タシデンカの両寺は同時に生じた（'di dang gro tshang dgon bkra shis lding kha gnyis dus mnyam du byung）」とわざわざ注記されている²⁸。17世紀末成立のVS（338-339）でも両寺の寺志が続けて記述されており、17世紀初頭以降、両寺がこのアムド東部地域におけるゲルク派の中核寺院として一定の重要性を担っていたことが伺える。

以上より、本稿では順治10年入貢の「端巖寺」が、瞿曇寺グループと極めて関係が深く地理的にも近いタンリン寺である可能性を指摘したい。同時に入貢した8寺院と待遇がやや異なるのは、17世紀創建であるタンリン寺が明代の国師・禪師等の称号を有していなかったことに起因するものであろう²⁹。後代の『会典則例』（Vol. 143 : 22a-24a）で「河州端巖・弘化等寺」と分類されていることについては引き続き検討を要するが、少なくとも同時代史料で端巖寺を河州所属と記すものは見当たらず、後世の編纂過程で生じた誤解である可能性も考えられる。本稿では以下、端巖寺をタンリン寺に比定した上で考察を進めた

²⁶ ここでいう末寺（Tib. dgon lag）は、必ずしも本寺より後に創建されたものではないことを注記しておく。静覚・普化・延寿の3寺は、何れも明代に国師号を授与された古刹であるが（DC : 178）、17世紀になってタンリン寺の末寺として所属するようになったものと思われる。

²⁷ 謝 1998、Sperling 2001。瞿曇寺の、主に明代における地方有力勢力としての役割については、Sperling 2001及び伴 2009に詳しい。

²⁸ DCではこの他、グンルン寺志の中でもタンリンとドツァン＝タシデンカが同年の建立であることに言及している（DC : 75）。グンルン寺と両寺の関係については後述。

²⁹ 『会典則例』（Vol. 142 : 90b）には「又端巖寺喇嘛山丹屯柱は明時に給する所の勅書割付図書を繳し」とあるので、明朝から何らかの勅書の給付は受けていたようであるが、称号は有していなかった。そのため、『内秘書院檔』においても同日詔勅を授与された他寺院には必ず国師或いは禪師の称号が再交付されているのに対し、端巖寺僧には「清浄なる教えと齋戒の勅書と印章を賜与した（ariyun s [s] asin. b [m] ačay bariqu tusu temdeg soyurqaba）」とのみ記されている。

い。

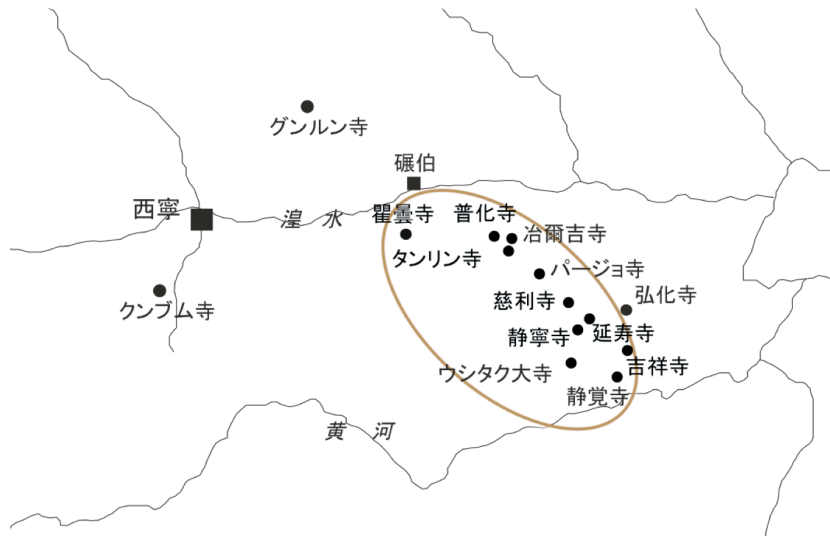
3 アムド東部寺院の相互関係性

3.1 駐京僧輩出2寺院と入貢9寺院

瞿曇寺グループ9寺院（ここではタンリン寺を含む）はなぜこの時期に集団で清朝を訪れたのであろうか。その背景には、順治10年当時、北京のチベット仏教界に大きな影響力を持っていた同じアムド東部の2つの寺院の存在がある。以下、順治10年9月入貢9寺院にこの2寺院を含めたアムド東部寺院の相互関係性を探ってみたい。

順治10年当時、北京をはじめ清朝内のチベット仏教界で中心的役割を果たしていたのは、南モンゴルのシレットウ＝フレ（現中国内蒙古自治区通遼市庫倫旗）に拠点を持つ僧たちであった。その具体的な人員構成については既に拙著で論じているのでここで詳しく述べることはしないが、当時北京の主要寺院の座主はこのシレットウ＝フレ所縁の僧で占められていた（池尻 2013：44-65・223-231）。その彼らのルーツこそ、瞿曇寺・タンリン寺等にほど近いアムド東部の2つの寺院、パージョ寺（Tib. pā jo'i dgon bstan pa dar rgyas gling、弘善寺）とウシタク大寺（Tib. u shi brag dgon chen bshad sgrub chos 'khor gling）なのである³⁰。両寺

地図 アムド東部寺院の分布



³⁰ 両寺とシレットウ＝フレの関係については若松（1996）を参照。

院はともに16世紀末～17世紀初頭の創建とみられるが³¹、このうち、ウシタク大寺を創建したサムロ＝アシャン＝マンジュシリ (Tib. bsam blo a zhang manydzu shri 1550頃-1636) は、17世紀初頭から東モンゴルで布教活動に従事したチベット僧であった (若松 1996 : 398-404)。清朝では「マンジュシリ＝ホトクト (Man. manjusiri kütktu、満殊習礼呼圖克圖)」と呼称され、太宗ホンタイジより篤い尊崇を受けた高僧として名高い人物である³²。このアシャン＝マンジュシリがホンタイジより賜与された寺領と属民こそがシレトゥ＝フレーの起源であるとされ、以後、アシャンがかつてアムド東部に建立したウシタク大寺から、晩年を過ごした南モンゴルのシレトゥ＝フレーにチベット僧が派遣されることが習いとなった。パージョ寺はウシタク大寺の西北約30km に位置し、セチェン＝チュージェ (Tib. se chen chos rje) という人物によって創建された³³。セチェン＝チュージェがダライ＝ラマ政権から清朝に派遣された最初の大使であったことに加え、後述するパージョ寺とウシタク大寺の密接な関係性から、シレトゥ＝フレー、ひいては北京のチベット仏教界の中核を担う人材を供給するようになっていったのである (若松 1996、池尻 2013 : 51-65)。

現存するウシタク大寺の寺伝のうち最も古いものは、デシー＝サンギュー＝ギャンツォが17世紀末に著した VS の記述である³⁴。以下表 3 に VS 記載のウシタク大寺歴代座主の名を示した。

ここにみられるように、歴代座主の中には近隣の地名や寺院名を冠した名で呼ばれる者が多くおり、その中には共に清朝チベット仏教界を牽引するパージョ寺、さらには件の入貢 9 寺院を構成するタンリン寺、瞿曇寺が含まれている (池尻 2013 : 57-58)。

また、パージョ寺について、PJ (346) に「かつてはタンリン寺の末寺であつ

³¹ Tuttle (2012 : 130) はウシタク大寺の創建を1596年とする。パージョ寺については、DC (75) に「パージョ寺の創建年代は不明だが、タンリン寺よりも後である (pā jo'i dgon btab lo ma rnyed kyang thang ring gi rjes yin)」との記述があり、これが正しければ1619年以降の創建ということになる。

³² マンジュシリ＝ホトクトの名は『旧満洲檔』や『内国史院檔』などに散見される。詳しくは池尻 2013 : 44-50を参照。

³³ パージョ寺とセチェン＝チュージェに関しては Tuttle (2010 : 61-74) も紹介しているが、氏の示すセチェン＝チュージェの順治朝での事績については異論がある。若松 (1996) の先駆的研究と清朝の一次史料から再構築したセチェン＝チュージェ像については池尻 (2013 : 51-65) に詳述しているので合わせて参照されたい。

³⁴ なお、VS ではウシタク大寺はギェルツェンタク寺 (Tib. rgyal mtshan brag bshad sgrub chos 'khor gling) の名称で記載されている。

表3 ウシタク寺歴代座主

代	ウシタク大寺座主就任者	備考
1	bsam blo a zhang manydzu shri	シレトゥフレーの始祖（若松 1996、池尻 2013）
2～6	Unknown	—
7	a zhang shi ri thu	初代アシャンの甥で黄寺の初代座主（池尻 2013）
8	thang ring rin chen shes rab	タンリン寺出身
9	gro tshang shes rin pa	瞿曇寺出身
10	pā cu phun tshogs rgyal mtshan	パージョ寺出身
11	da shug ngag dbang phun tshogs	—
12	phun tshogs rgyal mtshan	—
13	shi ra tshul khriims grags pa	—
14	rgya blo bzang 'od zer	—
15	mdo smad ngag dbang chos 'phel	—
16	pā cu lhun grub chos 'phel	パージョ寺出身

典拠〔VS: 339〕

たが、最近では自立を維持している（sngar thang ring dgon gyi le lag yin kyang deng sang sger tshugs bzung zhing）」との記述があり、タンリン・パージョ両寺の間にもともと本末関係があったことが分かる³⁵。前節ですでに述べたように、入貢9寺院の静覚寺・普化寺・延寿寺もタンリン寺の末寺であった。また DC (224) によると、慈利寺はパージョ寺の末寺であった³⁶。

このように、順治10年当時北京の仏教界を牽引していたパージョ・ウシタク両寺と入貢9寺院は、アムド東部において緊密な連携関係を有する寺院グループであったことが判明した。地図に示したように、これらの寺院は地理的にも極めて近くに立地していることが分かる。順治10年、ダライ＝ラマ五世巡錫という一大事業を経て、中央チベットと清朝の外交関係が公に強化されようとしていた機に乗じての瞿曇寺グループの大使節団入貢は、同じネットワークに属する僧たちが清朝内のチベット仏教界で重要な地位にいるという強みを背景に実現されたものと推測される。

³⁵ 若松 1996 : 411、DC : 181。

³⁶ 本稿では順治入貢寺院間の本末関係に絞って示したが、パージョ寺やタンリン寺はこの他にも多くの末寺を抱える地方中核寺院であった（蒲 1990、Tuttle 2010）。

3.2 グンルン寺との連携関係

ここまで、『内秘書院檔』所収の詔勅を手がかりとして、瞿曇寺・タンリン寺らの形成していたアムド東部寺院ネットワークの存在を明らかにした。本節ではアムドの他寺院や中央チベットを含めた17世紀チベット仏教界においてそれがいかに位置づけられるのか、今一步考察を進めたい。

さて、16世紀後半から17世紀初頭にかけて建立されたクンブム寺、グンルン寺は、現代に至るまでアムドを代表する大僧院として知られる。このうちグンルン寺は、本稿で検討してきた寺院群と湟水（Tib. tsong chu）を隔てた北側（現青海省海東市互助土族自治県内）に所在する。同寺がゲルク派教史上、また清廷との宗教的・政治的関係性の面からも極めて重要な役割を果たしていたことは夙に指摘されている通りである（福田・石濱 1986：12-20他）。下の表4は17世紀前半におけるグンルン寺歴代座主を列挙したものである。

先にウシタク大寺の事例でもみたように、座主の地位は近隣寺院も含め地域の有力な高僧たちが数年ごとに交代で務めるのが常であったが、グンルン寺初

表4 グンルン寺歴代座主

代	グンルン寺座主就任者	備考
0	don yod chos kyi ryga mtsho	創建者
1	sum pa dam chos ryga mtsho	—
2	gro tshang phun tshogs rnam rgyal	ドツァン=タシデンカ寺第2代座主（VS: 339）
3	bkra shis phun tshogs	—
4	sum pa dam chos rgya mtsho	1代目と同一人物
5	bsam blo chos rgya mtsho	DCでは 'jam pa chos rgya mtsho
6	lcang skya grags pa 'od zer	チャンキヤ化身一世 タンリン寺第3代座主（VS: 338-339）
7	dam chos rgyal mtshan	—
8	'dan ma tshul khriims rgya mtsho	デンマ化身一世 ロンウォ寺（Tib. rong po dgon chen thos bsam rnam rgyal gling）座主、タンリン寺第5代座主（VS: 338-339）
9	chu bzang rnam rgyal dpal 'byor	チュサン化身一世 クンブム寺第5代座主
10	don grub rgya mtsho	クンブム寺第7代座主、ツェンボ寺（Tib. btsan po dgon dga' ldan dam chos gling）創建者

典拠〔VS: 340、福田・石濱1986：12-14〕

期の座主10人のうち3人が瞿曇寺・タンリン寺に深く関係する人物であったことがわかる。第2代プンツォク＝ナムギェルは瞿曇寺の別院であるドツァン＝タシデンカ寺の歴代座主にも名を連ねており、自身「ドツァン」を冠した名で記録されていることから、その出自もドツァンと深く関わりのある人物であるに違いない。また、第6代チャンキヤー一世タクパ＝ウーセル、第8代ツルティム＝ギャンツォはタンリン寺の座主を務めた経験がある。このように、順治10年入貢の瞿曇寺・タンリン寺は、より広域にはグンルン寺の末寺的位置付けにあったことが伺えるのである。

4 17世紀における「サムロ僧 (Tib. bsam lo pa)」の活躍

上述のような密接な連携関係は、しかし、瞿曇寺グループに特有というわけではなく、程度の差こそあれアムドのゲルク派寺院でグンルンやクンブムといった大寺院と無関係である方がむしろ不自然といえる。ただし、瞿曇寺グループとグンルン寺との関係性は、地方における大寺院と末寺の連携というだけに止まらない。本節ではその関係性を読み解くキーワードとして「サムロ僧」というものを取り上げ、17世紀中葉におけるこれら寺院の相互関係性に着目する意義を論じたい。

「サムロ僧」は、主にアムド東部地域出身のゲルク派僧に対してよく用いられる「サムローパ (Tib. bsam lo pa³⁷)」に対して筆者が当てた訳語である。直訳すれば「サムロの人」となろうが、後述するように寺院内組織に由来する名称であり、僧に対して専ら用いられる語であるので、本稿では「サムロ僧」と呼称する。サムロ僧の役割については Tuttle (2010: 57-58) が既にその重要性を示唆しているが、本稿では清朝との関係を軸に、より明確にその繋がりと役割を提示したい。

サムロ僧は、サムロ＝カムツェン (Tib. bsam blo khams tshan) という学僧寮出身の僧を指す。ラサにあるゲルク派の三大本山 (Tib. gdan sa gsum) にはそれぞれ、地方から来た遊学僧のためのカムツェン (Tib. khams tshan、「地域のグループ」の意) と呼ばれる寮が幾つもあり、それぞれの出身地によってどの寮に所属するかが定められている。サムロ＝カムツェンという名の寮は、ガンデン寺チャンツェ学堂 (Tib. dga' ldan byang rtse grwa tshang)、セラ寺チェ学堂 (Tib. se ra

³⁷ bsam blo ba とも記される。

byes grwa tshang)、そしてデプン寺ゴマン学堂 (Tib. 'bras spungs sgo mang grwa tshang) にそれぞれ存在する。カムツェンの下はさらにミツェン (Tib. mi tshan、「人のグループ」の意) と呼ばれる組織に分かれており、より細かい出身地別に分属することになるが、遊学僧を多く派遣する寺院については「グンルン＝ミツェン」のように寺院名を冠したミツェンが存在する³⁸。デプン寺ゴマン学堂の学堂誌 (以下、BGC と略称)³⁹をみると、サムロ＝カムツェンの下には10のミツェンがあり、そこにはグンルン・クンブム両大寺院に加え、瞿曇寺、タンリン寺、パージョ寺が名を連ねている⁴⁰。また、VS をみると、ウシタク寺誌 (VS: 339) 及び順治10年入貢寺院である静寧寺 (カティカ寺) 誌 (VS: 341) において、両寺の僧の遊学先もセラ寺またはデプン寺のサムロ＝カムツェンであると記されている。

このサムロ＝カムツェンという名の来歴について、PJ (Vol. 2 : 346) に下記の記述がある。

その地の下方の寺廟ゴタム寺 (Tib. lha khang go tam sde、瞿曇寺) は、中国大明初代皇帝洪武が供養したカルマ＝ヘ＝ラマの甥サムテン＝ロドゥー (Tib. bsam gtan blo gros) という、セラ・デプンなどのサムロ＝カムツェンに記憶されるお方に、皇帝が国師の印を賜った。

ここには瞿曇寺僧サムテン＝ロドゥーとサムロ＝カムツェンの関係が示唆されているが、これに関して、セラ寺チェ学堂の学堂誌 (以下、SBC と略称、208頁)⁴¹により詳しい解説が付されている。

セラチェのサムロ＝カムツェンは、チベットの第8ラブチュン⁴²の内にド

³⁸ 石濱 (2011 : 125) はカムツェンを「地域寮」、ミツェンを「部族寮」と訳す。

³⁹ 'Bras spungs mkhan khri bstan pa bstan 'dzin, *Chos sde chen po dpal ldan 'bras spungs bkra shis sgo mang grwa tshang gi chos 'byung chos dung g-yas su 'khyil ba'i sgra dbyangs zhes bya ba bzhugs so*, dPal ldan 'bras spungs bkra shis sgo mang dpe mdzod khang, 2003.

⁴⁰ 具体的には、カルカ (Tib. khal kha)、グンルン (Tib. dgon lung)、タンリン (Tib. thang ring)、ツェンポ (Tib. btsan po)、ビムド (Tib. bis mdo)、クンブム (Tib. sku 'bum)、ドツァン (Tib. gro tshang)、パージョ (Tib. ba [pā] jo)、レンファティ (Tib. lan hwa thi < 蓮花台)、ラムパ (Tib. lam pa) の10ミツェン。ただしグンルンとツェンポについては、農民はサムロ＝カムツェン、牧民はハルドン＝カムツェン (Tib. har gdong khang [khams] tshan) に所属するのが慣例であるという (BGC: 667-669)。

⁴¹ Tshul dga', *ser byes chos 'byung legs bshad rta bdun bdag po'i 'od zer*, Sera Jey Library and Computer Center, 2009.

⁴² 1447-1506年を指す。

ツァンパ＝チュージェ＝サムテン＝ロドゥーが、ドメー地方からいらっしゃる学僧たちがお集まりになって暮らしているところに、ラマのお名前の一部分を集めて名付けて「サムロ」、そして僧源が多く異なる地域からいらっしゃるものであることによって「カムツェン（地域グループ）」というようになったと説明される。

文中の「ラマのお名前の一部分を集めて名付けて (bla ma'i mtshan zur tshogs pa la btags pas bsam blo)」とは、サムテン＝ロドゥーのサム (bsam) とロ (blo) を一語ずつ取って名付けたことを意味していよう。これが事実かどうかはさておき、遅くともスンパ＝ケンポがPJを著した18世紀中葉までには、サムロ＝カムツェンの名が瞿曇寺僧に由来するとの伝承が成立していたことは確かである。デブン寺ゴマン学堂の事例を中心に僧院社会の人間関係を分析した石濱(2011:106-127)は、「カムツェンやミツェンの名称は僧侶の肩書きや名前の前に冠されて、同名の多いチベット人の識別に一役買っている」(同:108)と述べ、このような学堂やカムツェン、ミツェンごとに派閥意識が形成されていた可能性を指摘している。「サムローパ某(またはサムロ某)」という呼称はまさにその適例であり、「サムロ僧」という、中央チベットの学閥とアムド東部の地縁双方からなる学僧ネットワークの存在が伺えるのである。

多くの先行研究が指摘するように、ラサのゲルク派三大本山を始めとする中央チベットの大僧院が地方から遊学僧を受け入れ、彼らを指導者として故地に送り返すことで、中央チベットと地方寺院との間に本末関係が築かれていった。Tuttle(2010:57)も指摘するように、実際サムロ僧は17世紀アムド東部地域のゲルク派諸寺院の礎を築いたリーダー層を形成していた勢力であった。例えば、ドツァン＝タシデンカ寺の創建者はデブン寺のサムロ＝ラブチャンパ＝シェーラブ＝チョクデン (Tib. 'bras spungs bsam blo rab 'byams pa shes rab mchog ldan)⁴³、タンリン寺創建者はデブン寺トゥーサムリン学堂 (Tib. thos bsam gling grwa tshang) 長を務めたサムローパ＝ゲンドウン＝リンチェン (Tib. bsam blo pa dge 'dun rin chen)⁴⁴、ウシタク大寺創建者は先述の通りサムロ＝アシャン＝マンジュシリと、創建者がいずれもサムロを冠した名で記録されている。前掲表4で示した初期グンルン座主の中にもサムロ＝チューギャンツォ(第5代座主)という人物がおり、この他にも直接名称には現れていなくともサムロ＝カムツェンに在籍した人物は多数いるであろう⁴⁵。彼らは中央チベットとこの地域

⁴³ VS: 339。

のチベット人たちを繋ぐ紐帯でもあったと考えられる。

そして最も重要な点は、サムロ僧が清朝とチベットとの交渉にも存在感を発揮していることである。まず、最初期の清朝とガンデン＝ポタンの交渉において、約40年間（1645-1684年）で合計33回の使節往来があったが⁴⁶、そのうち少なくとも5回、6人のサムロ僧の関与が確認できる⁴⁷。出自系統が識別できる名称としては最も多く、名称上に現れていないサムロ僧も一定数いることを考えれば、無視できない数であろう⁴⁸。当時の清朝内のチベット仏教界を牽引していた僧たちがサムロ僧の僧源であるアムド東部寺院（パージョ・ウシタク）出身であったことは既に述べた通りであり、清朝とガンデン＝ポタンの交渉を担う使節としてサムロ僧はまさに適任であったと考えられる（池尻 2013：96-97）。

そしてサムロ僧の存在感は、清・チベット関係の緊張が最高潮に達しようとしていた17世紀末にも垣間見える。康熙32年（1693）、ジューン＝ガル部のガルダン（Mon. yaldan 1645-1705）との戦争の只中、清朝は第20代グンルン座主を務めたチャンキャ二世ガワン＝ロサン＝チューデン（Tib. lchang skya ngag dbang blo bzang chos ldan 1642-1714）を北京に招請する。チャンキャ二世は、その転生認定から出家剃髪までタンリン寺座主経験者によって授けられ、9歳までタンリン寺において養育された⁴⁹。後にグンルン寺に迎えられ、長じては中央チベットのデプン寺ゴマン学堂へ遊学、サムロ＝カムツェンに所属したサムロ僧である⁵⁰。清朝がこのチャンキャ二世を招請した背景については先行研究でも

⁴⁴ VS：136、DC：178。この人物について、先行研究ではよく第37代ガンデン座主ゲンドゥン＝リンチェンと混同されている（*Bstan rtsis ka phreng lag deb*《藏族歴史人物年代手冊》、北京：民族出版社：88、他）。しかし第37代ガンデン座主はジャンシャブ（Tib. 'jang zhabs）出身でセラ寺メー学堂（Tib. se ra smad grwa tshang）に求学した人物で、その生涯においてアムド東部を訪れたという記録もない。よって本稿では、タンリン寺創建者のサムロ＝ゲンドゥン＝リンチェンと第37代ガンデン座主とは全くの別人であると判断するものである。

⁴⁵ 表4で取り上げた中だけでも、瞿曇寺・タンリン寺関係者として挙げた第2・6・8代目座主などもサムロ僧である可能性が高い。

⁴⁶ 『ダライ＝ラマ五世書簡集』における清朝宛の書簡をリストアップした石濱（2001：162-167）の表に基づく。

⁴⁷ 清朝側使節としては1662年 bsam blo me rgan chos rje、1673年 bsam blo a zhang er te ni rab 'byams chos rje、1675年 bsam blo mer rgan dka' bcu、1678年 bsam blo er te ni chos rje の4名、チベット側使節としては1662年 bsam blo lam pa spyang snga、1680年 bsam blo rab 'byams pa tshul khri ms rnam rgyal の2名がサムロ僧である（石濱 2001：162-167、池尻 2013：93-96）。

⁴⁸ 例えば、サムロより規模の大きなカムツェンとして知られるハルドンや、フフホト（Tib. mkhar sngon）、チョネ（Tib. co ne）、ナルタン（Tib. snar thang）などの地名を冠する人物も散見するが、極僅かである。やはり清・チベット間往復使節にみられる出自や所属に関係する個人識別名称としては、サムロが突出して多いといえる。

様々に論じられてきたが⁵¹、ここに未だ指摘されていない興味深い事実がある。それは、チャンキャ二世が来朝した際、清朝のチベット仏教界を統率する京城扎薩克大喇嘛の職位にあったのは、タンリンやグンルンと同じくサムロ僧を輩出するパージョ寺出身の僧メルゲン＝チュージェだったことである⁵²。清朝がチャンキャ二世に白羽の矢を立てたこと、そして来朝したチャンキャ二世が比較的スムーズに駐京僧の頂点にまで上り詰めることができた背景には、従来の諸説に加えて、既に清朝内のチベット仏教界がサムロ僧ネットワークの影響下にあり、サムロヒエラルキーの頂点ともいうべきグンルン寺の転生高僧たるチャンキャが掌握しやすい環境が整っていたことが大きく影響していたと考えられるのである。このチャンキャ二世の登場、そして続くチャンキャ三世ルルペー＝ドルジェ（Tib. lcang skya rol pa'i rdo rje 1717-1786）の活躍が、18世紀以降の清朝によるアムド寺院重視の傾向を劇的に促進させていくこととなるのである。なお、チャンキャ二世の来朝当時、ゲルク派の総本山たるガンデン寺の座主の地位にいたのはサムロ＝チンパ＝ギャンツォ（Tib. bsam blo sbyin pa rgya mtsho）という人物で、やはりサムロ僧であった⁵³。若松（1996：400-402）によると、黄河北方出身というこの第46代ガンデン座主は、ウシタク大寺のアシヤン＝シレトウ（Tib. a zhang shi ri thu）の師であったという。アシヤン＝シレトウはサムロ＝アシヤン＝マンジュシリの子であり、北京の黄寺の初代座主を務めた清朝最初期の駐京僧であった（池尻 2013：63-64）。

⁴⁹ チャンキャ二世自伝（略称 C2N、『大谷大学所蔵北京版西藏大蔵経』続篇、巻162章嘉全書 kha 帙所収）によると、転生認定は第5代タンリン座主で当時グンルン座主であったデンマー一世ツルティム＝ギャンツォが主導し、パンチェン＝ラマー一世（Tib. pan chen bla ma I blo bzang chos kyi rgyal mtshan）の承認を得た。また最初の出家剃髪（Tib. gtsug phud）もデンマー一世と第9代タンリン座主ブンツォク＝サンポ（Tib. phun tshogs bzang po）の元で行われた（C2N：190b）。

⁵⁰ DC のグンルン寺誌中のチャンキャ二世略伝において「サムロ＝チャンキャ化身（bsam blo lcang skya sku skye）」と呼称されている箇所がある（DC：59）。

⁵¹ 本稿では紙幅が限られているため詳細を述べることはしないが、先行研究で指摘されているチャンキャ二世来朝の詳しい経緯と要因については池尻 2013：124-137を参照されたい。

⁵² この人物は前掲注41で挙げた1659年の清朝使節サムロ＝メルゲン＝チュージェと同一人物と思われる。メルゲン＝チュージェの清朝における役割や活動については池尻 2013：105-107を参照。

⁵³ 第46代ガンデン座主（在位 1692-1695）。チンパ＝ギャンツォは黄河北方の生まれで、デプン寺ゴマン学堂に求学したとあるので、ゴマン学堂のサムロ＝カムツェン出身と思われる。後にガンデン寺チャンツェ学堂長を務め、ガンデン座主に就任したという（VS：95、Tuttle 2010：57）。なお、若松（1996：400）はこの人物を DC（225）ウシタク寺誌中に登場するティ＝チンパ＝ギャンツォ（Tib. khri sbyin pa rgya mtsho）に比定している。また石濱（2011：242-243）によると、後にパンチェン＝ラマ三世（Tib. pan chen blo bzang dpal ldan ye shes 1738-1780）が著作した乾隆帝の転生譜において、乾隆帝の前世に位置づけられている。

このように、最初期の清・チベット関係を具にみていくと、アムド東部寺院出身者たちが形成するサム口僧のネットワークが随所に見え隠れする。チャンキヤ二世が清朝からの招請に応じた当時、中央チベットの教学と清朝の駐京僧ヒエラルキー、双方の頂点の座にサム口僧が就任していたことは、その威勢をよく表していよう。従来から中央チベット帰りのアムド高僧たちの役割や彼らのネットワークについては夙に指摘されているが⁵⁴、サム口僧という枠組みはそれらと大きく重なり合いつつも、それらだけでは捕捉しきれない側面、特に清朝とアムド寺院勢力との関係発展前史を照射しうる重要な視角であると考えられる。

5 おわりに

以上本稿では、『内秘書院檔』所収の詔勅を手がかりに、アムド東部のゲルク派諸寺院と順治期の清朝との接触の背景を考察した。明代からの関係性を再構築する「朝貢」という形式で行われたこれらの接触は、後の改土帰流による特権消失の直前の出来事として、彼らの在地勢力としての繁栄の歴史のエピローグとして捉えられてきた。しかし、本稿の考察で明らかにしたように、彼らと清朝との接触がもたらしたものは、単に明代からの関係を束の間延長したというだけではなく、清朝とチベット、就中アムド寺院勢力が新たに関係を構築していく契機と基礎を提供するものであったといえる。のちに清朝とチベットの関係に絶大な影響力を及ぼすようになるチャンキヤの転生系譜は、順治10年入貢のタンリン寺からキャリアをスタートしたサム口僧であるチャンキヤ二世の時代から清朝と関わりを持つようになる。このチャンキヤ二世登場以後の清朝チベット仏教界は、チャンキヤに所縁のあるアムド系転生高僧たちが上層を占める、まさに「チャンキヤ時代」とも言うべき状況を迎える。従来言われてきた「清朝によるアムド寺院重視」とは、主にこの状況を指すものである。しかし、本稿で明らかにしたように、そもそもサム口僧ネットワークという背景を抜きにして、チャンキヤの清朝史上への登場、そしてその後の活躍は成り立たなかったであろう。これを如実に示す例として、チャンキヤ二世の大国師

⁵⁴ 例えば、Tuttle (2012: 137注4) は「地元出身のデブン寺帰り僧 (a locally born 'Bras spungs-trained monk)」たちがアムドにおけるゲルク派弘通の鍵であったと述べる。また、チャンキヤらアムドの転生高僧たちに関する研究は極めて多いが、特に石濱 (2011: 105-127) による清朝やオイラト諸部との関係史におけるゴマン・ギュメ僧ネットワークの役割への指摘は重要である。

への就任（康熙45年、1706）がある。この時チャンキャ二世が受けた称号「灌頂普善広慈大国師」は、パージョ寺出身の駐京僧メルゲン＝チュージェが既に有していた「灌頂普恵弘善大国師」号に合わせた形式であることは一見して明らかである。そしてこのパージョ寺僧の大国師号は、同じアムド東部に立地する瞿曇寺僧らに授与した称号の形式に倣ったものであると推測される⁵⁵。つまり、『内秘書院檔』にみられるアムド東部僧への称号授与の事例は、後にチャンキャの系譜のみに許されるようになる大国師号の淵源にもなっているのである。以上から、17世紀中葉におけるアムド東部諸寺院と清朝との接触は、来るべき「チャンキャ時代」の重要なプロローグであり、清・チベット関係の展開を叙述する上で不可欠な要素であると結論づける。

最後に、本稿で十分に検討できなかった課題について触れておきたい。順治期におけるアムド東部諸寺院入貢の動きにガンデン＝ポタン政権の意向がどの程度関与しているかについて、今後更に検証が必要であると考えている。本稿でも指摘した摂政ソナム＝チュンペー管理下の「闡化王」使節と弘化寺の協力関係や、本論集所収の岩田論文が指摘するダライ＝ラマ五世自身によるアムド東部寺院の統属に関する清朝への働きかけなどに鑑みれば、清朝とガンデン＝ポタン政権の間の公式な関係構築と明確に連動していた可能性がある。また稿を改めて考察したい。

参考文献

[中文]

達力扎布（2010）．《清内秘書院蒙古文檔匯編》評介．《蒙古史研究》第10輯：328-335頁。

郭美蘭（2000）．五世達賴喇嘛入覲述論．《明清檔案與歷史研究論文集》961-975頁．北京：中國友誼出版公司。

孔令偉（2015）．洮岷藏傳佛寺入清之興衰其背後的蒙古因素：以《內閣大庫檔》

⁵⁵ 例えば、瞿曇寺僧クンガー＝テンジンが受けた「灌頂淨覺弘濟大国師」号（本稿表1の15番）は形式が酷似している。メルゲン＝チュージェが康熙37年（1698）に大国師号を受ける前年の康熙36年にクンガー＝テンジンの孫がこの称号を承襲していることから、メルゲン＝チュージェの大国師号のモデルとなった可能性が十分に考えられる。なお、DCなど後世のチベット語史料に基づきパージョ寺僧が順治年間から大国師号を有していたとする先行研究もあるが、少なくとも清朝側史料にそれを裏付ける記述は見当たらない。

與《理藩院滿蒙文題本》為核心。《中央研究院歷史語言研究所集刊》
第86本第4分：855-910頁。

蒲文成（1990）.《甘青藏傳佛教寺院》西寧：青海人民出版社。

謝佐（1982）.《瞿曇寺》西寧：青海人民出版社。

[日文]

池尻陽子（2013）.『清朝前期のチベット仏教政策—扎薩克喇嘛制度の成立と展開—』東京：汲古書院。

石濱裕美子（1998）.『ダライラマ招請の背景にある順治5年の清・モンゴル関係について—第一歴史檔案館所蔵『蒙文老檔』を用いて—』『史滴』20：120-100頁（逆丁）。

石濱裕美子（2001）.『チベット仏教世界の歴史的研究』東京：東方書店。

石濱裕美子（2011）.『清朝とチベット仏教—菩薩王になった乾隆帝—』東京：早稲田大学出版部。

磯部淳史（2016）.『清初皇帝政治の研究』東京：風間書房。

岩田啓介（2018）.『青海ホシュート部のアムド・チベット人支配の確立と清朝』（本論集所収）。

岡洋樹（2007）.『書評：中国第一歴史檔案館・内モン自治区檔案館・内モン大学蒙古学研究中心編『清内秘書院蒙古文檔案匯編』』『滿族史研究』6：182-194頁。

乙坂智子（1991）.『明勅建弘化寺考—ある青海ゲルクパ寺院の位相—』『史峯』6：31-63頁。

楠木賢道（1997）.『シンポジウム「清朝史料の世界」参加記』『滿族史研究通信』6：71-78頁。

佐藤長（1986）.『中世チベット史研究』京都：同朋舎。

鈴木中正（1970）.『チベットをめぐる中印関係史—十八世紀中頃から十九世紀中頃まで—』東京：一橋書房。

伴真一朗（2005）.『アムド・チベット仏教寺院トツァン・ゴンパ（瞿曇寺）のチベット文碑文初考—永樂16年「皇帝勅諭碑」の史料的价值の検討を中心に—』『大谷大学大学院研究紀要』22：189-219頁。

伴真一朗（2016）.『アルタン・ハーン以降のモンゴルのアムド進出とアムド・チベット人土司のゲルク派への接近—西寧シナ領主を事例として—』『東洋学報』97-4：1-25頁。

- 福田洋一・石濱裕美子 (1986). 『西藏仏教宗義研究 4 トウカン 『一切宗義』
モンゴルの章』 東京：東洋文庫。
- 宮崎市定 (1991). 清朝における国語問題の一面. 佐伯富ほか (編) (1991) 『宮
崎市定全集14 雍正帝』 東京：岩波書店：296-302頁。原載：1947年
『東洋史論叢』 1。
- 若松寛 (1996). 《錫勒図庫倫旗喇嘛伝匯典》初探. 《内陸重州歴史文化研究：
韓儒林先生紀念文集》南京：南京大学出版社. 397-411頁。

[欧文]

- Ahmad, Zahiruddin. (1970). *Sino-Tibetan Relations in the Seventeenth Century*. Roma:
Istituto italiano per il Medio ed Estremo Oriente.
- Oidtmann, Max. (2016). A Case for Gelukpa Governance: The Historians of Labrang,
Amdo, and the Manchu Rulers of China. P. Christiaan Klieger (eds.) *Greater
Tibet: An Examination of Borders, Ethnic Boundaries, and Cultural Areas*.
Lanham: Lexington Books. 111-148.
- Sperling, Elliot. (1997). A Notes on the Chi-kyā Tribe and the Two Qi Clans of the
Xining Region in the Ming. Samten Karmay and Philippe Sagant (eds.) *Les
Habitants du Toit du Monde*. Nanterre: 111-124.
- Sperling, Elliot. (2001). Notes on the Early History of Gro-tshang Rdo-rje-'chang and
Its Relations with the Ming Court. *Lungta* 14: 77-87.
- Tuttle, Gray. (2010). Local History in A mdo: The Tsong kha Range (Ri rgyud). *Asian
Highlands Perspectives* 6: 23-97.
- Tuttle, Gray. (2012). Building up the Dge lugs pa Base in A mdo: The Roles of Lhasa,
Beijing and Local Agency. *Zangxue xuekan* 7: 126-140.

池尻 陽子 (いけじり ようこ)
関西大学文学部

岩尾一史・池田 巧 (編)
『チベット・ヒマラヤ文明の歴史的展開』
京都大学人文科学研究所 2018年3月刊
